

公 告

平成 29 年度「介護のしごと就職相談会&面接会」の広報物等作成業務の委託契約について、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会経理規程第 75 条の規定に基づいて、プロポーザル方式による一般競争入札を行うので、公告する。

平成 29 年 4 月 10 日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
会 長 小 西 禎 一

1. 入札に付する事項

(1) 業務名称

平成 29 年度「介護のしごと就職相談会&面接会」の広報物等作成業務

(2) 業務概要

平成 29 年度に開催する「介護のしごと合同面接会&相談会」における、以下 3 点を委託する。

①チラシの作成 ②ポスターの作成 ③発送作業

※仕様の詳細は、別紙各該当項目に記載

(3) 契約期間

平成 29 年 5 月 12 日 から 平成 30 年 3 月 31 日

(4) 委託金額の上限

1,850,000円 (消費税及び地方消費税を含む) を上限とします。

※広報物および発送作業、広報活動に関する支払いは、納品および完了後、各開催月分をまとめて支払いを行う (例 6 月開催分・・・6 月末締め→7 月末支払い)。

なお、その際、納品書または完了届は都度発行し、請求書は開催月分をまとめて発行すること。

また、その間の発送作業 (6 月開催分では 5 月発送分) もまとめてお支払いいたします。

ただし、3 月発送分については、その分のみ 3 月末にお支払いいたします。

なお、デザイン制作費については、6 月末締め分として一括で支払いを行います。

(5) 入札に係るスケジュール

平成 29 年 4 月 18 日 (火) 入札参加申し込み※所定フォーマットより送信

URL : <https://ws.formzu.net/fgen/S14674780/>

平成 29 年 4 月 28 日 (金) 応募書類の提出期限 (郵送または持参)

平成 29 年 5 月 2 日 (火) 企画提案審査会 (審査員のみ)

平成 29 年 5 月 9 日 (火) 委託事業者決定

平成 29 年 5 月 12 日 (金) 業務契約締結

(広報物の納品や発送作業のスケジュールは委託業務仕様書をご参照ください)

(6) 本会事務局 (問い合わせ、各種書類提出先)

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・大阪福祉人材支援センター (担当: 叶井)

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1 丁目 1 番 54 号 大阪社会福祉指導センター

Tel. 06-6762-9006 / Fax. 06-6761-5413

2. 入札参加資格

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア) 成年被後見人
 - イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ) 破産者で復権を得ないもの
 - キ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ク) 本会より契約停止処分を受けてから 2 年を経過しないもの
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (3) 近畿圏内の区域内に事業所を有していること
- (4) 都道府県税に係る徴収金を完納していること
- (5) 最近 1 事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること
- (7) 平成 29 年 4 月 1 日を基準として、過去 2 年間に同種のイベント（チラシ及びポスターのデザインおよび作成、発送作業）を履行した実績を有していること
- (8) 本会の会長又は理事、若しくはこれらの親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族）が役員についている業者等、当法人の会長又は理事が特別の利害関係を有する業者でないこと
- (9) 公告の日から入札執行の日までの期間に、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと、又は入札参加申請時において、大阪市・大阪府競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市・大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (10) 公告の日から入札執行の日までの期間に営業停止の処分を受けていないこと
- (11) 正常な競争入札の執行を妨げる等の行為を行うおそれがないこと

3. 入札の受付および仕様書に関する質問

(1) 応募の受付および仕様書に関する質問

応募される場合は**平成 29 年 4 月 18 日(火) 午後 5 時まで**に**大阪福祉人材支援センター(叶井)あてに本会のホームページ(所定フォーマット)にて申し込みを行う。**

仕様書に関する質問がある場合は、所定フォーマットにおいて記入の上送信すること。

申込がない場合は、仕様書に関する質問の回答が送信できない。

(2) 質問に対する回答

回答は、平成 29 年 4 月 21 日(金)付で、入札参加資格を有する者に送付する。

4. 応募に関する事項

応募に必要な書類は以下の通り。ア～イについては必要部数を提出することとする。ウ～キの入札資格に関する提出書類については1部提出する。

(企画提案書類)

ア 企画提案見積書1部(指定の様式を参考に作成。消費税は8%で算出のこと)

イ チラシのデザイン案(8部)、ポスターのデザイン案(1部)

※デザインは各々1案以上

※チラシは1面・2面のデザインを提示すること

(入札資格確認書類)

ウ 入札参加資格確認申請書兼誓約書

エ 会社経歴書等(様式は問わない。パンフレット等でも可)

オ 登記事項全部証明書(原本)

※発行日から3か月以内のもの。

カ 納税証明書(原本)

・平成27年4月1日から平成28年3月31日における都道府県の都道府県税事務所等が発行する都道府県税(全項目)の納税証明書

・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の徴収金がないことの証明書)

キ 平成29年4月1日を基準として、過去2年間に同種のイベント(チラシ及びポスターのデザイン並びに作成、発送作業、広報活動)を履行した業務の業務委託契約書及び業務仕様書(当該箇所の写し)

(2) 提出部数

応募書類については正本1部(企画提案見積書は代表者印を押印してください)。コピーを含め8部を提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類の返却は理由の如何を問わず返却しませんのでご承知置きください。

なお、応募書類は、本件企画入札にかかる事業者選定審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

5. 審査及び決定に関する事項

(1) 審査方針

応募書類の審査は、審査委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案者を決定します。審査委員会は非公開とします。

ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

また、提案者が1者、あるいはいない場合は、入札を無効とし、応募者に速やかに通知します。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

《審査基準》

- | | |
|--|-----|
| 1 制作物のデザイン（広報物）
（総合的なイメージ、アピール力、わかりやすさ） | 80点 |
| 2 事業金額及び費用積算根拠の妥当性 | 20点 |

(2) 企画提案審査会の開催（審査員のみ）

開催日時	平成29年5月2日(火) 午前11時から午前12時頃まで
開催場所	大阪社会福祉指導センター(大阪府中央区中寺1-1-54)

(3) 審査方法

審査方針《審査基準》に基づき、審査を実施し、優れた提案を行った事業者を選定します。

(4) 選定結果

選定結果については、採否に係わらず全ての事業者を選定後、速やかに通知します。

(5) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

- ア 応募者が審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日まで「2.入札参加資格」の条件に該当しなくなったとき。
- ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- エ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- オ 受託希望者価格が「1. (4)委託金額の上限」を上回った場合
- カ 本要領に違反した場合

6. 契約

本事業については、最優秀提案者に選定された事業者と本会との間において平成29年5月12日から平成30年3月31日を契約期間とする契約を締結します。なお、採択された提案は、採択後に当会と詳細を協議させていただきます。この際、内容・金額について変更を生じることがあります。

また、契約に際しては、「大阪府暴力団排除条例」にもとづき、事前に「誓約書」をご提出いただきます。

7. その他

- ・応募いただいた内容については、補足説明等をお願いすることがあります。
- ・本事業は、個人情報を取り扱うことがありますので、別紙「個人情報取扱特記事項」を守ってください。委託契約によって取得した個人情報その他の権利は、原則として本会に帰属します。
- ・本要項に定めのない事項については、本会と協議のうえ、決定することとします。

(以上)